

生活保護減額は「違法」

静岡地裁 処分取り消し 全国11件目

静岡県の静岡、掛川、袋井、浜松各市に住む生活保護利用者6人が、生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反しているとして、各市に減額処分の取り消しを求めていた訴訟の判決が30日、静岡地裁でありました。菊池絵理裁判長は、原告の訴えを認め、2013年からの生活保護費の基準引き下げは違法だと断罪しました。



「勝訴判決」の旗を掲げる弁護団。30日、静岡地裁前

全国29地裁でたたかわれている同様の訴訟で、減額処分の取り消しを命じたのは11件目です。

判決では、08年以降の物価下落による「デフレ調整」による引き下げは、統計などの客観的数値などの合理的関連性を欠き、専門的知見との整合性がないう言わざるを得ないもので違法だとしました。

原告団長の山本定男さんは「原告になってから一番うれしい。頑張ってきたよかったと心から思います」と、

喜びと支援者への感謝を述べました。原告2

人も涙を流し、言葉を詰まらせながら喜びを語りました。
大橋昭夫弁護団長は「原告、支援者が力を結集した民衆の勝利だ」と強調。生存権が奪かれた憲法25条に基づき、政治の力で生活できない人を一人でもなくしていくことが必要だと訴えましました。

基準すぐ戻せ 全生連が声明

静岡地裁が30日に生活保護基準減額処分を取り消す判決を出したことを受け、全国生活と健康を守る会連合会（全生連）は同日、ただちに保護基準を減額前に戻すよう求める声明を出しました。

声明は、全国29地裁で起こされた同種訴訟で、減額処分の取り消しを求める判決は今回で11件目になると指摘。昨年5月の熊本訴訟以降は、10勝2敗と原告が勝ち越していると強調し、国に対して「判決を真摯（しんしん）に受け入れ、原告の主張を認め控訴を断念し、引き下げ前の基準に戻すことを強く要求する」としています。

現在岸田自公政権は、生活保護を利用していない低所得世帯と保護世帯の消費支出を比較して、保護基準を決める手法を用いています。このため保護基準が上がることはありませぬ。声明はこの手法を改めることも要求しています。